

文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成24年 2月20日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成24年 2月20日
午後 1時00分 開会
午後 2時50分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	川 上 命
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	小 島 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 次 長	原 口 幸 夫
健 康 福 祉 部 次 長	藤 本 政 春

教 育 部 次 長	太 田 孝 次
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長	藤 岡 崇 文
市民生活部収税課長	垣 本 義 博
市民生活部生活環境課長	高 木 勝 啓
健康福祉部福祉課長	鍵 山 淳 子
健康福祉部長寿福祉課長	小 坂 利 夫
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
健康福祉部少子対策課長	福 原 敬 二
教育委員会教育総務課長	片 山 勝 義
教育委員会学校教育課長	安 田 保 富 (学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	大 谷 武 司
教育委員会生涯学習	山 見 嘉 啓
文 化 振 興 課 長	
青少年育成センター所長	高 辻 隆 雄
清 掃 セ ン タ ー 兼	
衛 生 セ ン タ ー 所 長	細 川 協 大

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
2. その他……………	3 5

Ⅲ. 会議録

文教厚生常任委員会

平成24年 2月20日(月)

(開会 午後 1時00分)

(閉会 午後 2時50分)

○川上 命委員長 こんにちは。

26年ぶりの大雪ということで、昨日のランニングフェスティバルですか、雪化粧で非常に情緒がありました。朝夕、大変な冷え込みでございますが、皆様方におかれましては、新年度を間近に控えまして何かと忙しい中ではございますが、インフルエンザにかからないようにひとつ体に気をつけて仕事に励んでいただきたいと、かように思います。

きょうは、会終了後、サンライズのほうで懇親会を持っておりますので、参加のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

まず、最初に所管事務調査の8件でございますが、その前に報告事項がありますので、教育部のほうから2件ほどありますので、人形と、学校、幼稚園に関すること、順番に説明してください。

教育部長。

○教育部長(岸上敏之) 私のほうから人形の関係について報告させていただきます。

先月の文教委員会で工期につきまして御意見をいただきまして、それで、私どものほうで請負業者、施工管理を委託している設計事務所、協議いたしまして結果、工期をことしの7月6日とさせていただいております。

なお、この新しい人形会館のこけら落としにつきましては7月30日、それで、その後、内覧会、会場見学と、旅行業者であったり地元の関係者、地域の方も含めてですが、そういった内覧会をして、8月8日にオープンといったような日程で進めていくこととしております。

以上でございます。

それで、学校の関係につきましては学校教育課長のほうで。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長(安田保富) 配らせていただいておりますが、学校・幼稚園における震災時の対応についての通知について御説明をさせていただきます。1月10日付で出させていただきますいております。新聞報道等もされておりますので、若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、この通知ですが、3月11日、昨年度起こりました東日本大震災の教訓をいかし

て各学校・園における地震、津波への対応をはじめとする防災教育、防災訓練等について定めたものでございます。

1 番から 4 番、子供の命を守る、災害に強い子供を育てる。2 番、教職員への情報伝達体制を確立する。3 番、学校・園内、校区内の危険箇所の把握とその対応をする。4 番、想定外をなくし、常に訓練、避難を繰り返し実施する、につきましては、本年度に入りまして校長会等でもずっと指示をしてきたところでございますが、11月に教育委員会として視察も行いまして、その結果を受けまして、5 番、6 番につきまして今回追加をしたところでございます。

5 番につきましては、津波注意報が発令されたときは、学校・園から帰さないと、学校の責任を明確にしたものでございます。学校・園が責任を持って子供を守る。保護者は我が子の安否確認の行動をとる。保護者の安否確認の向きと避難の向きを一致させることが被災の防止につながる、という内容でございます。6 番といたしまして、避難場所はより高台に設定し、災害時の避難場所を保護者に周知することを盛り込んだ、緊急時の園児、児童生徒の引き渡し要領の見直しをすること。津波火災での被害もあるので、建物の上の階への避難が必ずしも安全とは言えないと。今まで保護者への引き渡しというのを優先してきたところではございますが、今後は、学校が管理下では責任を持って児童生徒、園児の命を守る、ということを明確にしたものでございます。

あと、参考といたしまして釜石の事例等を一緒に載せさせていただいておるところでございます。

以上です。

○川上 命委員長 ただいま 2 件についての御質問がありましたら。

 ございませんか。

 森上委員。

○森上祐治委員 あとのほうの災害時の対応について今お聞きして、若干質問させていただきたいと思います。

これは非常に大事なことだと思うんですけども、まず、下の参考の釜石市の事例、津波防災教育というようなことで、ちょこちょこテレビにも出ておりました、私も感動したことあるんですけども。あのいわゆる 3.11 の避難するときに、お年寄りが、「もう私、年やから逃げへんねん」と、「ここにおるねん」というようなことを言いよつたらしいんやけども、学校で再三防災教育なり訓練を受けた子供が、「おばあちゃん、そんなこと言わんと、逃げらんか」と、無理やり引っ張って逃げて、命が助かったというようなことが出ておりました。

で、この参考の 3 番ですよ、「率先避難者たれ」と、これはわかるんです。いわゆる

東北大震災の有名な言葉で「津波てんでんこ」という言葉ありますよね。とにかく、てんで逃げよと。まず、この具体的には、この率先避難者たれということだろうと思うんですが、一方では、私たちはあの震災を教訓にして、この南あわじ市でも、いわゆる被害者0を目指そうと、被害者0を目指そうということは、地域の人たちにはいろんな立場の人がいる、障害者もおるし独居老人もおるし足腰の弱い人もおると。そういう人たちが全部ひっくるめて逃げられるような体制をつくるというのが、今、自主防災組織の大きな眼目の一つだと思うんですよね。その辺との兼ね合いはどないなっておるのか、どういうふうな認識を持たれておるのか、お尋ねしたいと。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） ここに挙げておりますのは、「教育の力」と書いておりますように、子供たちの行動でございます。

先ほど委員がおっしゃいましたような、災害の弱者と言われるような人たちを助けるとか、そういうことにつきましては、やはり地域挙げて、特に大人がやっていかなければいけないことかなと思いますので、ここに掲げておるのは、子供への教育として、まず逃げるんだということを挙げておるところでございます。

○川上 命委員長 よろしいですか。
森上委員。

○森上祐治委員 子供にあてたということで理解させていただきました。これは一般的な観点で、この辺の率先避難者たれということと、自主防災組織の兼ね合いどないなかなと、ちょっと疑問に思ったので。これとひっかけて、今、市内の学校でも、この前新聞に出てましたよね、福良地区ですかね、いわゆる家庭にいるときの避難云々でちらっと報道があったように思うんですが、あの避難訓練の様子なんかを把握されておりますか。わかっていたら教えていただきたいと思います。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 福良小学校で、1月28日、福良小学校と言いますか、福良地域で行われた訓練につきましては把握しておりますが、内容について申し上げますと、まず家庭において地震が発生したという想定で、まず地震発生が9時という想定でございます。まず、地域の一時避難所になっているところに家族で避難するということをまず行いまして、その確認をした後に学校へ登校するというようなことでございます。

その地域の避難所等への避難には、地域の自治会の方とかそういう方も同じように避難をしたということです。あと、学校へつきまして特に一番重要なことは、福良の安心マップづくりというものを、その避難したことを経験をもとにしてつくったということでございます。その作成したハザードマップに沿って、もう一度、下校時にその道を確認しながら帰ったというような取り組みでございます。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 よくわかりました。

この避難訓練というのは、これはもう福良地区の自治会が主導して行ったということでよろしいですか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 自治会といたしますか、学校の避難訓練ということで行うものであったんですが、津波防災ステーションを管理しております県の土木であるとか、そういうところのいろんな取り組みと共同して自治会も一緒にということになったというふうに聞いております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 こういう、ここに書かれているのは、前提としてその子供が学校にいますときというような想定で、この災害時の対応というのは基本に書かれていると思うんですが、当然のことながら、あの阪神淡路大震災も午前5時46分でしたか、明け方に起こったと、子供たちは家庭にいたと。だからこういう家庭にいますときとか、あるいは土曜、日曜日とか、いろんなことを想定される、自然災害でありますので、この辺の子供たちが学校で掌握できない時点での発生ということ、当然訓練は必要だと思うんですけど、これは非常にすばらしい訓練だったと、私も新聞をちらっと見て思ったんですが、こういう動きがほかの学校とか、特に沿岸部の学校ですよ、何かそういう計画をされているような、地域を巻き込んだ避難訓練、計画されている動きはございますか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校のほうでは避難訓練を年に3回程度、どこの学校も行っておりますが、今、防災課のほうとの事業でもございますが、地域防災力強化訓練と

いう事業がございます。必ず年に1回の訓練は、地域の自主防災組織であるとか、地域の方と連携してやりましょうということで、今年度につきましてはすべての小学校、中学校において、何らかの形で地域と連携した訓練を実施しております。

○川上 命委員長 よろしいですか。
小島委員。

○小島 一委員 7月6日完成という人形会館の工程表をいただいたんですが、必ず7月6日までに完成するというので、これはもうこれ以上あとはございませんので、よろしくお願いいたします。

それと、これ、工事施工者の判押されとるんやけど、やっぱりこの管理業者、責任を明確にするために、こういう書類を提出する際は、管理者の判もやっぱり、サインなり判なり、ちゃんと見て承認してそれを理解しておると、責任も明確に持ってもらわないかんで、今後はやっぱりそういう、こんなもの常識だと思うんやけども、そういうことをきちんと、この後で、「わしはこんな見とらん、知らん」言われたって、これサインも判もなかったら何も言われへん。だから、そこらはやっぱり書類として出してくる場合は気をつけとってほしいということです。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのように確認をした上で、今後はそのようにさせていただきますと思います。

○川上 命委員長 よろしいですか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、小島委員が指摘された部分と重複するんですが、今後ではなしに、これは、当然そういう形式で常に考えておらないかんことだと思う。設計監理を任せてあるわけやから。そこの管理の状態を明確にさす必要があると思います。

それと、さきの福良小学校の避難訓練なんですが、あれは小学校のPTAが主体をもってされたというふうに聞いておるんですが、それはどないですか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） PTAの一応学校行事ということですが、ちょうどその

時期に学校へ来て授業参観であるとか土曜参観であるとか、そういうことをする、毎年そういうのをやっておるわけですが、ことしは家庭からの避難訓練ということで、PTA、学校行事として行われたと聞いております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その中で、これはどうでもいいことなんやけども、その自治会とかそういうことを、さっき協力を得ながらという話を聞いておったんですが、決してそうでなかったように思います。小学校の保護者が主体となってやったというふうに聞いております。ただ、話を聞いておって、あんまり緊張感のない訓練をされておるのかなというふうに中に言われる人もおりましたし、私もそう感じました。それは、課長は福良のことを地理的によろわかっています。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 地理的にわかっているかと言いますと、私も福良地区には何回も行ったことはございますが、勤めたこともございませんので、少しはわかっているところかと思えます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それなら、具体的に言うねんけどな、向谷の地区の人、そこに今現在住んでおる大江という地区があるんです。そこらの子供がわざわざ海上ホテルのほうまで逃げて潮美台に上がっていく道路へ逃げたと、そういうふうな想定であつたらしいんです。ということは、そこに住む地区の人らはもっと違う逃げ方があるんよ。わざわざ海上ホテルのほうに行くということは、津波が来る方向へ逃げる練習をしたという話を聞いて、これはあんまり緊張感のない、極端なことを言うたら、石巻の大川小学校の逃げ方と何ら変わらなんだというふうな印象を受けたんで、やっぱりもうちょっと具体的な緊張感のある避難訓練の仕方をされるべきやなというふうに、話を聞いて感じました。

3.11の教訓にあるように、想定というものを取り外した中で逃げると、ある一定の高さまで逃げて、そこから逃げ場所がないようなところへ一時避難所にするんでなしに、そこからまだ逃げられるという高台目指して整備をされると、避難路の整備をされるということが望ましいのであって、津波が来る方向に向いて逃げる練習をしたというのを聞いたので、ちょっと気になって申し上げたんですが、そういう話は聞いてませんか。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 避難所につきましては、地域の一次避難所になっているところにまず集合するというふうには聞いております。ただ、個々にどこの地域がどこの避難所になっているかということについては私も把握しておりませんで、その海上ホテルというような話は聞いておりません。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやから、今後もしそういう避難訓練、もしというよりせないかんと
思うんですわ、訓練は。そやから、そのときには十分な対応をしていただくということで、
ひとつお願いをしといたってください。

○川上 命委員長 よろしいですか。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 人形会館のことなんですが、さきの議会報告会で市民からの質問
で、少し専門的なこともありまして、本委員会で質問しますということで、委員長を通じ
て事前に担当部で調査をお願いしておりましたので、そのことを少しお聞きしたいと思い
ます。

人形会館の建設場所がもともと駐車場の予定で埋められておるのに、そこに人形会館を
建てたということで、地震のときのいわゆる液状化の発生のおそれはないのかということ
が言われておりました。その点についてお願いします。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） このことにつきましては設計当時に土質調査の結果で、日本
建築学会の建築基準構造設計指針に示された方法によりまして、その一定の値が、その結
果、液状化発生の結果がないと判断しております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 建設前に調査設計があったと思うんですけども、それはどういう
作業というか調査したんですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほど言いましたように、土質調査で、先ほど申しました設計指針の定められた基準値によりまして、その値を算定したわけでございます。それで、液状化が起こらないというようなことでございます。

なお、埋め立ての部分は6メートルから10メートルの深さでございまして、その6メートルから10メートルのところにつきましては、コンクリートからであったり、砂岩、頁岩、こういったことが粘土化しているということが出ておりまして、なお、その層での液状化は生じないというような調査結果でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その埋め立てられたところが6メートルから10メートルという調査なんですけども、もとあった層があると思うんですよね、海のときの、その辺の調査までわかっていたらお願いします。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その6メートルから10メートルの次につきましては、3メートルの砂質層がございまして、それでおおむね13メートルなんですけど、それより深いところが支持層と言われる砂れき層、あるいは岩盤といったような調査結果でございます。

それで、支持層まで基礎工事を、いわゆるくいを施工して実施していると、そういうふうな形でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 いわゆる液状化が起きるとするのは、埋め立て前の海の部分の3メートルの砂質層いうたんですか。その上に例えば舗装工事をしたり、直接舗装工事をしたりすると、素人の判断ですけども、そういう状態のときには起きるということで、今、その調査設計時点でその6メートルから10メートルの埋め立て部分があるということが、何て言うんですか、もともとあった砂質層にそれだけ上に乗っているということで、液状化が起きない土質だという判断でいいんですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのとおりでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 我々も液状化が発生するかもしれないという思いもあったんですけども、そういうことであればいいんですが、仮にですね、県病とか東京のディズニーランドだったですか、かなり液状化が起きるような地盤の上に建っている、あるいはこれから建とうとするときに、対策工事をその２カ所は私聞いたことがあるんですけども、液状化が発生するであろうと思われるところの液状化防止ですね、そういう対策工事をするすればですね、仮の話ですよ、どんな工法がありますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず、先ほど6メートルから10メートル、その下に砂質層が約3メートルあるということで、その砂質層というのは液状化の原因になる層と認識しております。それで、その10メートルより深いところで液状化が起こったとしても、上に埋め立て土砂があるので影響がない。それで、もし今の仮の話に、この砂質層を凝固するために凝固剤なんかを入れて施工する考えがあるんですが、これにつきましては現実的に10メートルの掘削をして、その場所ですするというのは現実的には考えられません。

それと、仮にその対策をするということであれば、そういった条件の中では今実施しているくいといいますか、その工事について考えられると思います。その考えられることは、先ほど冒頭に説明させていただきました、設計指針の基準を2倍以上と見たときにどういったことが考えられるかということ、そのくい基礎を、基礎くいに関する工事なんですが、それを2倍と見ることが考えられるのかなというように思います。

したがって、そのくい基礎をふやすというような、これは仮にですけど、そういうふうな考え方ができると、ちょっと調査させていただきました。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 市民の方の心配は、地震が起きたときの付近の液状化とその建物への影響かと思います。

当時、阪神淡路大震災の想定で、安全率をもとにいろいろ設計されたか思うんですけども、阪神淡路のマグニチュードは幾らでしたっけ。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） マグニチュードとしましては7.2と認識しております。

今回の先ほど申し上げました基準に関してですが、7.5を想定して基準としております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 地震の規模がどれくらいのものになるかというのは、これは、確たる数値はまだ起こっていませんのでどうということはないんですけども、それとは別に震度というのがありますよね、その部分でどれくらいの揺れがあったかというようなのが。阪神淡路のときは6強、淡路であったんですかね。その辺のことまでちょっとお願いします。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 震源地の北淡町では震度7と、今、公表されておりました、洲本で震度6、ちょっと私のほうで、その福良地域というのが探すことができませんでした。申しわけございません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ちょっと別の地震のことですけども、マグニチュード9の東日本大震災のときの震度で、一番強い震度を観測したのは、どこで幾らだったかわかりますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 私の認識しておるのは震度7ということと、例えば南三陸町では震度6弱と伺っております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 マグニチュードと震度と直接関連づけられないんですけども、東海、東南海、南海地震でどれくらいの規模の地震が発生するか、また、淡路の当該場所でどれくらいの震度があるかということは想定できないんですけども、人形会館では、震度幾らという数値に対してというような設計のあれはないんですか、指針というか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） あくまでも建築基準法に従ってやっておりますので、その土質調査なんかではマグニチュード7.5で当時は調査をして、それに基づいて設計をし進めてきたというようなところと認識しております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 ちょっと教育課長にお尋ねしますが、この避難というて高台、それと高台までの時間、そういったことを想定した中で訓練をしておるんですか。高台というのは大体何メートルぐらいのところの高台ですか。そういったことを想定した中で、きょうの新聞かどっかで、ラジオか見たんかな、東日本では津波の一番高さが21メートルかいうてあったな。そういったことを想定した中で、高台というのは何メートルの高さのことを言いよるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 高さが幾らということではございませんで、時間があればより高いところへ逃げるというようなことで、この通知の中の「より高台に設定し」というふうな表現をしております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 いや、時間的な想定というのは津波によって違うと思うんですけど、大体どのぐらいの想定時間をしておるんですか、地震がしてから津波までの時間。福良や阿万、皆想定しておるんですか。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 一般的に言われておりますような40分とか50分とか1時間とかいうような時間を、それぞれ想定をしておるということでございます。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 この間の東日本の避難の何を見ていると、一応高台というふうに想定しておった中で、まだ来るという場合は次の高台という想定した中で、順番に避難場所をこしらえておるようなことを言われておりましたが、小学校、中学校、その学校生徒を避難さす場合に、そういった安全かつ十分な避難場所というものを想定してやっていますか。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） より高台ということで、地形的、地理的に学校によって全く違う条件でございますので、一応より高台ということで、少しでも高いところをということで設定をしております。ただ、一番大事なことはこういう訓練を通じて、そういう地震が起きたときに、津波の心配もあれば、近くであれば、でも、どこでもいいんですが、高いところへ高いところへと逃げるという意識を子供たちが持つように訓練をする、ということで考えております。

○川上 命委員長 この2件についてなければ、この所管事務調査8件について質問をしていただきたいと思います。
登里委員。

○登里伸一委員 来年から中学校の1、2年生に対して武術を導入するというのが新聞やテレビで非常にやかましく言われておりまして、その体制を学校と教育委員会で決めていくということですが、南あわじ市はどのような状況かを、ちょっとわかりましたらお聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 中学校におきましては来年度から新学習指導要領が本格実施になります。今もう既に移行期に入っておりまして、移行期に入る前から、この武道につきましてはどういう種目にするかということで協議をしておりました。その結果、剣道を中心に行うということで、南あわじ市内の学校はすべて剣道で、もう既に予算措置をしまして、剣道具、防具等を人数分そろえておるところでございます。

○川上 命委員長 よろしいですか。
登里委員。

○登里伸一委員 よくやかましく言っているのは柔道の場合ですから、今お聞きしますと剣道ということでございますので、けがや大きな身体の障害になるようなことは、私自身武道をやっていませんのでわかりませんが、十分その点配慮いただいております。

以上です。

○川上 命委員長 ほかに。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 今議会に提案されるかと思うんですが、これも市民への議会報告会から、市民から発言があつてちょっとお聞きするんですけども、介護保険料のことが、市民の方が、今、3,900円ですか、それが五千円近くになるということが言われてました。

議会としてはまだ何も提案を受けていないので、一応答えようがないといいますか、提案あつてから判断したいというふうにはお答えしておるんですけども、これはどこかの会合でお話しされたんですか、そういうことでしょうか。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先般、2月9日ですけれども、介護保険事業計画策定委員会の中で、規準額で4,980円と、月額ですけども、そういうことを提示させていただいて、策定委員会のほうでその了承をいただいたところでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 策定委員会で金額で定まると、介護保険の計画で、これは市民の方には公表はまだされていないんですよ。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 策定委員会で承認いただいたということで、そのことについては公表という形はとっておりません。ただ、次期議会に議案として上程はしていく予定でございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 上程していただければ審議するんですが、議会としても上程を予定している議案に対して質問があるというのは、非常にびっくりしたというか、そういう情報が市民に先に説明されたのかなというようなことで、執行部の対応がどうなのかなという疑問があったんですが、その辺は大丈夫ですね。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護保険事業計画については広く一般の市民の皆さん方から意見募集をしておりました。ただ、このときについては保険料は提示しておりませんでした。保険料を提示するというまでの状況でなかったということではしておりませんでした。ただ、市によっては保険料概算見込みというような形で提示して、意見を募集するというふうなところでございます。

ただ、あくまでもこれは介護保険事業計画についての案についての意見募集という形でございます。それらをもとに策定委員会で保険料について御意見をいただくと、あくまでもこれは、策定委員会というのは意見をいただく場でございます。その意見を、結果を受けて市が保険料を決めて、提案していくという流れでございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 策定委員さんも公募ではなかった、委嘱してされていますので一般の市民の方だと思いますし、3,900円から五千人近くまで上がるという、はっきりした金額はその方は聞いていなかったもので、市民の方にお話は結局する機会はあるわけですね、委員会含めて長寿福祉課としても、次年度以降の介護保険料について市民との会合の中で聞かれればですよ。

○川上 命委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今現在申し上げられるのは、その策定委員会での内容についてお答えはさせていただいております。今後、議案として御審議いただく中で、その詳細については説明もさせていただきたいと思っております。

○川上 命委員長 福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 今、長寿福祉課長が申しましたとおり、これはあくまで

も介護保険事業計画策定委員会の中で、我々が今の段階で5期の見込み料を算定して、我々としてはこういう案を持っていますというふうなものを提案させていただいて、御説明させていただいて、その策定委員会の中ではその旨で了解を得られたと。それは我々の持っておる、今の段階では案でございますので、これは国保運営協議会と同じです。国保税決めるときも国保運営協議会にそういう案をお示しして、そこの委員さんにそれで了解を得ると、それを持って議会のほうに上程して、そこで議員に審議していただいて決定されて、それが確定すると。

そういう意味では、ある程度、その策定委員は民間の方なので、そういう意味においては完全に秘密主義ではないわけなんですけれども、あえて我々とすれば公表するということはやっておりません、あくまでもまだ案の段階ですので。これが本当に決定するのは議決を得なければいけないということなので、そういう旨はちょっと了解しておいていただきたいなと思います。

○川上 命委員長 これは簡単に説明すると、議会報告会行っている時にこういう発表があつて、「議会知つとるんか」と、こう言われた。議会「全然知らなんだ」と、「聞いてません」ということから「どないなつとるんだ」と、そういうことです。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 先ほど申しましたように、この介護保険事業計画の策定委員会の中は民間の方14名程度いますけども、その方々には知れ渡るわけですが、案は、私どもの。その方々が一部の人に語るかもしれない、その恐れはもちろんあります。ただ、我々とすれば、だからといって一般市民に、こういうふうな形でいきますよというふうな、積極的な発表はしておりません、まだ。ですから、これはあくまでも案ですよと、我々の今の持ち案ですよというふうな形で委員にお伝えしたわけで、その委員がほかの人に言う言わんは、ないしょにしてくださいとかいうことも特に言っていないので、そういうふうな形で、回り回って議員の耳に入られたというふうなことはあるかと思いますが、これはあくまでも案ということで、御了解していただきたいと思います。

○川上 命委員長 わかりました。

ほかに。

小島委員。

○小島 一委員 これは前回の委員会で聞いたかな。体協の件ですけども、当然御存じかなと思うんですけども、新しい体育協会になってから、この事務局というか、もとが公民館活動の一環というか、その配下になったような絡みで、これは緑の体育協会だけが、

今、休止状態というか、仲間に入れないでおるというふうな経緯があるかと思うんですけど、どんなふうに認識しておられますか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 緑地域の体育協会につきましては、市の体育協会が平成23年度から、いわゆる過去の旧町ごとの地域体育協会、これを廃止して、各地区体育協会、いわゆる小学校区単位の組織を持って、その上が市の体育協会ですよというふうなことで、改革をされて進めております。

ただ、緑地域のほうにつきましてはもともと全体の体育協会はあったんですけども、広田地区、倭文地区の小学校区単位の体育協会がなかったというようなことで、現段階においてもまだ、その地区の体育協会としての活動がなされていない。いわゆる休止状態のままであるというふうなことで聞き及んでおります。

あわせて、地区ごとからお二人ずつの体育委員さんを市の役員さんとして選出いただいているんですけども、その方々も23年度はまだ出ていないというふうなところで、現時点で、今度24年度の新たな体育役員さんの推薦のほうも、自治会会長さんのほうへ体育協会から推薦のお願いをしているところでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 本部のほうへは出てますでしょう、2人。出ているように、副会長をやられている方から聞いたんですけども。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） その方々については経過期間ということで、22年度までの代表の方が居残りというふうな、言い方悪いですけども、いらっしゃると。別途、この地区、二つの地区ごとから、いわゆる2人ずつ、4人の方々についてはまだ選出されていないという状況なんです。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 何でこういういびつな形で休止やいうて、これは体育協会の問題、やっぱり地域の問題にもなってくるんよな。だから、これ、役員が出きらんから体協休止で活動しませんよいうて、一番迷惑こうむるんは住民、市民であるし、それを一刻も早く正

常というか、今の市の体協の形に持っていくような方法、まず一つは、当然公民館をつくるというのが一つ、一番肝心かなめで、この規約の中にも「本会の事務局は南あわじ市緑公民館内に置く」やて、ないところに事務局が置かれとるような格好になってるんよな。

だから、そういういびつな形もあるし、どうも感情的な部分が本部と緑の体協の中でもあるかのように、ちょっと相談も受けてきた経緯もあるんですけどね。緑のこの内部の問題も、そこらについてやっぱり教育委員会として暫定的な移行措置をとるんか、さっと早う新しい形に切りかえるようにするのか、どっちにしてもやっぱりかなり中に入ってもらって指導せんと、こんな感情的にこんがらがってしまったら、なかなか難しい問題になってきへんかな思うんですけどね。

当然、各地区の自治会の中からこの体育委員さんいうのも出られてるんでね、そこらも巻き込んで一緒にすべて自治会長さん入れた中で解決せな、とてもこのまま放つといたらしこりだけ残ってうまいこといかへん思う、どないですか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） はい。委員のおっしゃるとおりかと思います。

実際にまず自治会の御協力を得て、地区の役員さんをしっかり出していただく。またあわせて、この事務局ですね、こちらのほうも、公民館、こちらのほうがやはり事務局を持って、ある程度お世話をさせていただくようなことにならないと、前に行きにくいのかなと感じておりますので、今後、地区のほうへも我々も入ってですね、一緒に前向きに考えていきたいと考えております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 4月1日から、また新しい区長さん、自治会長さんが選任されて、新しい体制でまた動き出すと思いますし、本来であればこの年度中に何とか格好になるような形で持っていってもらうのが一番ありがたいんやけども、できるだけ早急にそういう体協、緑地区のその体協の人と自治会合わせて、できるだけ正常な形で、当然、脱退というか休止状態なんで、いっさい上から、本部からの補助金もおりてきていないということで、活動しようにもお金がないというふうなことも聞いていますし、早くそこらきちんとなるように努力してほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） はい。まず、現緑地域の体育協会の本部の役員

さんいらっしゃいます、その方々とも御相談をさせていただいて進めたいと思っております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前の議会報告会でも出たんですが、いわゆる教育施設の再編計画について、これまで文教厚生常任、本委員会でも何回か質疑されたんじゃないかと思うんです、私、12月からなっていますんで若干お聞きしたいと思います。

この前の議会報告会に行く前に、ずっと各関連の学区の住民説明会のまとめを見させていただきました。非常に重い問題でじっくりと受けとめてくれた地域もある一方で、まとめ書いてあります、かなり厳しい反対意見もあったというようなまとめ方を見せていただきました。報告会ではそういうはっきりと反対の意見が出て、その件についてはまた関係部局にお伝えいたしますというような答弁をさせていただいていますので、その辺の全体の再編計画、計画ですから、計画については市民も十分理解できるという方もいらっしゃれば、こんなやられたらかなわんというようないろんな考え方、事実あります。今、進行中の庁舎の問題もそうでありまして、しかし、行政としてはやらないかんと思うことは、腹くくってやらないかんというふうに私も思いますし、その辺この再編計画、市民全体に新聞報道もされました、いろんな形で報道された情報が流れたんですけど、一巡してですね、日程も決められておりました。その辺、基本的に教育委員会としては住民説明会を1回目終えた段階での見解をお尋ねしたいと思います。

○川上 命委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 説明会が一通り終わったということで、12月の終わりの教育委員会で一定のまとめをさせていただいています。それにつきましてはたくさんございますが、幼稚園につきましては3園の統合ということでございますが、3園か4園かというような課題もございますし、保育時間の延長等の問題、課題も出ております。そういうことにつきまして、25年度に向けて来年度からいろんな試行、取り組みをしていこうというふうに考えております。

あと、中学校につきましては、辰美中学校、御原中学校、三原中学校につきましては、住民の大きな反対もございませんでしたので、25年度統合に向けて細かい協議を来年度中に行って、再来年度には統合という進め方で考えております。

あと、三原志知小学校、西淡志知小学校につきましては、細かく住民のほうに説明会をさせていただいたところがございますが、三原志知地域におきましては、三原志知地区に学校がなくなるということを非常に懸念しておりまして、学校の場所等の問題が非常に大

きな問題で、アンケート調査等も行ったわけですが、統合すれば統合した学校へ行くという保護者が3分の1程度かなというふうなことでございまして、今後どのようにしていくか、若干方向性を検討しなければいけないというふうに考えております。

あと、灘小学校、阿万小学校につきましては、灘地区のほうでPTAや地域の方々の説明会を行いました、保護者の方の中には、非常に少ない人数になっているということで課題をお持ちの保護者の方もおられますが、地域のほうはやはり過疎化等の問題もございまして、できるだけ1年でも小学校をそこに残してほしいというような意見が強かったかと思っておりますので、これも住民との協議等を継続していかなければいけないというふうに考えております。

倭文中学校、広田中学校につきましても、倭文地区を中心に何回か説明会を持ちましたが、PTAのほうで保護者へのアンケート等も実施をされておまして、その中で7割程度まだ反対の意見があるかなというふうに思っておりますので、これも継続して協議をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○川上 命委員長 森上委員、よろしいですか。

○森上祐治委員 はい。

○川上 命委員長 暫時休憩します。10分まで。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○川上 命委員長 再開いたします。

ありませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、市のごみの収集の業者の選定に入っておると思うんですが、今、参入をされようとする業者は何者ぐらいあるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 6業者でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 区域としては。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 5地区でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 昨今は、いわゆる民間でできることは民間に任すということで、民間委託が始まっておると思うんです。

6業者しかないということは、市が発行しておる許可業者は、数どれくらいあるんですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この委託業務につきまして、平成23年12月6日に説明会を開催いたしました。そのときの案内した数が18者に通知申し上げました。それで、その会の出席者が13者、19名でございました。そこから出発しておりますので、18者の許可業者にすべて通知しております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 18者があったということなんですが、実際には6業者が参入の希望をしておるということの実態が、いわゆるちょっと資料なんかを見せてもろうたり聞いたりして知識が入っておるんですが、どうもその条件、縛りがきつ過ぎて、なかなかそこへ参入をしていくのに最初の段階でふるいにかかってしまう、用意ができへん。極端な話、今現在やられている業者に既得権益を、以前も申し上げたんですが、既得権益を与えてしまうようなハードルが高い条件があると。

例えば希望があったとしても、それなりの車を、特定の車を持っておらないかんとか、あるいは、そこの業務にかかわる人数が既に一つの規模の会社なら会社、法人として、法人の常時雇用者でなかったらあかんとか、そういうふうな条件が絡んでおると。まして、それに社会保険に入っとらなあかんとか、がんじがらめで、新しく参入したいと思うても

なかなか参入ができてくいと。それがそもそも点数制度になっておって、その総合得点によって業者が決まる。本来、行政がするものを民間に委託をする、民間活力を導入することについて、行政でするよりもより安価に民間にやってもらえる、民間にやってもらうためには競争入札をする。だから、今回のやり方についてはこの肝心の競争原理が働いておらんのと違うかと。直営でやられるに近い条件が出されておるということで、なかなか民間の一般の業種として、例えば景気がこういう状態の中で、一つのそういう職を確保したいと思うても、仕事とれるやとれらんやわからんのに、その機械まで先において用意しとかなあかん。あるいは、その人数が、適当な人数が先にそろっておってその条件にかなうんやということで、ハードルが、いわゆる縛りが高過ぎて、なかなか参入しにくいと。

そやから、こんなん公平なんかなというて言われている方もおります。旧来、旧町るときには許可業者であれば簡単に参入できた。その参入ができて、問題もなしにその仕事が行われておったと。何か、されておったときに問題があったんやろうかと言う方々がおられます。

そういうことの中で、市は市なりの考え方もあるんだろうとは思いますが、例えば今回の5地区について6つの業者ということでは、これは競争原理なんか働くはずがない。そして、規制で今やられている業者にとっては、ほとんど有利な条件で状態が回っておる。ということは、今ある業者を保護するために、既得権益を与えるために業者選定をしとんと違うかというふうな思いがあるんですが、その点どうですか。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この業務につきましては、民間ができることは民間へというような流れもございますけれども、本来は配送法に基づく、市が責任ある業務ということでございます。

それともう一つ、受託要件ということで、やはり必要な人員、車両等は、これは必ず必要なものであると表現されております。また、今回の受託承認の件数なんですけれども、今、受託承認された業者が6業者でありましたけれども、7業者の受託承認申請がございまして、承認されなかった業者が1者ございます。その1者につきましては、従業者数及び車両の数が基準に達しておらなかったということで承認をしておりません。

また、この規準につきましては、仕様書に基づくところの、これだけは必要ですよというような規準をまず持って業務委託しているのが、この業務の必ずやらなければならないというように考えておりまして、ただ、その不足分につきましては得点制でございまして、その辺で評価していきたいと思っております。

また、この業務につきましては、土日以外、つまりカレンダー以外、雨が降っても祭日

でも行わないかんというような、そういう特殊な業務でありますので、もし仮に車が故障したり、また、もし仮に従業員が病気になったりけがしたりというような場合に、補充人員がすぐ間に合うというような企業に対してやはり評価が高くなるというようなところで、評価をしております。

なお、この入札につきましては2月23日に技術審査を行いまして、午後から金額を入れてもらった入札を実施しようと考えております。

以上でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやさかい、いわゆる特定な事業所に得点を与えるような選定の仕方だということを言いよるわけやの。

だから、旧の南淡町がやられておったように、許可業者にそういうふうな一つの入札資格を与えて、入札された業者について、施工する日まで十分に、車であつたって人員であつてきちっと配備をするという条件のもとに、競争原理を働かせて入札をしておつたと。そうすることによって、いわゆる参入しやすい条件があつたと。

例えば、この話を逆にしますと、そういう許可業者の希望に答えるような、例えば区域割りをするとか、できるだけもう少し安易な条件の中で参入できるというふうな考え方はできへんものか、将来やで。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず御説明したいところであるところの、許可業者という受けとめ方なんですけれども、許可業者はあくまでも一般廃棄物を収集運搬に対しての許可業者でございます。それで、このたびの市が発注しておりますところの、収集運搬の委託業務というのは、これは配送法の委託規準というのがございますので、許可業者はあくまでも許可業者であり、受託業者につきましては、その基準をもとに評価すべきものと考えております。

また、収集区域等につきましてはいま一度検討を加えさせていただきたいと思っております。

それともう一つ、まず生活環境課内のそういう委託業務は、この日々の収集運搬業務だけでなしに、例えば灘の土生港から清掃センターへ、あるいはまた、土生港からリサイクルセンターへというような業務もございまして、その業務につきましては、それぞれパッカー車なり2トンのじんかい車なりを御用意されておる業者さんには、常々見積もり依頼、御案内をさせていただいておるところでございますし、まずその辺のお仕事から頑張っ

いただきたい企業もあるのではなかろうかと、そのように考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、担当課として考えておる、受託をされる業者の選定についてはその縛りがきつ過ぎると、そやからもうちょっと緩和をして、許可業者あたりから参入をしてこれやすいような条件を整備してあげるべきやと思うんやけども。

○川上 命委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この業務のまず必要経費なんですけれども、ほとんどが人件費でございます。それとあと、車両の維持管理費、購入費も含めまして。と申しまして、まずは人件費でございますけれども、先ほど社会保険を掛けとらなんだらいかん、雇用保険を掛けとらなんだらいかん、労災保険を掛けていなければならない、この福利厚生費につきましては、これは法律で決まっておりますので、例えばその会社の一般の従業員の4分の3以上働いておるような人につきましては、それぞれの福利厚生費を払わなくては、かけなければいけないというような規準もございますので、やはりその辺は法律に準拠した雇用体系をとっていただきたいと、そのように考えております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 言葉を返すようなんやけども、業者が決まればそれからでも十分間に合うわけやの、その保険制度については。最初からそういう保険、福利厚生が整っているところが点数がいいというだけで、そこでひっかかっているわけ、皆。そやから、仕事とれるやとれんやわからんのに、先に車を用意をして、それで入札に参入していこうかという業者はまずない、ほとんどないというていい。まして、一定の限られた人数がおらなんだら、それもあかんということについても限られてしまう。だから、よりハードルが高く高くなっていって、旧の南淡町みたいな考え方に何でならんのやろうかなというのが、今言われている点なんです。

ですから、できるだけ今の状態でいくとするならば、できるだけ参入しやすいように、もっと区域をしぼって、より多くの参入を希望する業者が寄って来て、より安く仕事をしてもらえる、この競争原理が働いて、より安くしてもらえるということに結びついていくと思うねんけどな。

これは希望だけ言うというて終わるわ。

○川上 命委員長 ほかに。
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 現時点での情報でいいんですが、２０１４年度をめどに国民健康
保険制度が改正予定されていますけども、その辺の情報をちょっと教えてほしいんですが。

○川上 命委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。今の社会保険と税の一体改革の関係
のことでしょうか。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 国保だと、私も余り深い知識はないんですが、国保で、部長も前
言われてました、２０１４年度に広域化が計画されているというようなことがあったんで、
それ以後何かありますか。

○川上 命委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 昨年でしたか、平成２５年度から、要するに後期高齢者
の部分が広域化されるというふうなことはお伝えしたと思うんですけども、国保自体は２
５年度から変わると言っていたものが１年つきましたよと、２６年の恐らく３月になりま
すよってというふうなことはお伝えしたと思うんです。

それで、それについても国保の部分については、当然、後期高齢者医療制度が廃止にな
ることが前提で国保一本になりますよというふうなことを当時民主党言ってたもん
ですから、そういうふうな流れで来ていたんですが、この後期高齢もそのまま残すかとい
うふうなことも現在取りざたされております。一体、これどういうふうになっていくのか
なと。最近の新聞では、２６年の３月って言ってたのが、消費税が１０％になる平成２７
年までさらに使われてしまうのかなと。本格的な改革というのは２７年をもってやってい
くというふうなことも報道されておりますので、本当に後期高齢もはじめ国保も、両方と
もちっと関連がございますので、両方ともこれ一体本当に２７年からそういうふうにな
るのか、それよりも当初言ってたような、２６年を目途に何らかの形であらわれてくるの
か、本当、今の段階、我々読めないというのが実態だと思います。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 国の制度ですから自治体でいかんともしがたいと思うんですが、少し話し飛びますが、南あわじの文化体育施設の使用料の減免で、後期高齢者、あるいは前期高齢者の減免の措置はあるんでしたでしょうか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 社会体育施設の減免の部分については、老人クラブさんとか、そういったグラウンドゴルフをやっているところについて減免しております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 減免で無料ではないんですよね。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 基本的に無料です。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これは合併以後に無料になったんですか。それとも合併と同時、あるいは旧町時代から、その辺の歴史わかりますか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 恐れ入ります、何年度からいうのはちょっと私も今、頭に置いておりません。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 無料ということで、その健康保険の国保税とか、介護保険料が高額であるという市民の声がたくさんあるんですけれども、いきいき100歳体操とか、特定健康診査の後のフォローとか、いろいろ取り組んでますけども、やはり健康な状態を長く保つというのが基本なんで、社会体育施設がどうなっているかというようなことで、ち

よっと私も認識してなかったんで質問しました。

この無料が何歳から適用になっていますか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 基本的に老人クラブの方々が使用されている分、これについては減免になっております。ほかのサークルの部分については、基本的にそういったサークルが存在するのか、ちょっと私も今、頭の中にはないんですけども、子供さん方、それから高齢者の方々については、社会体育施設についてはすべて減免ということになっております。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 老人クラブ以外で使う分も無料というふうには聞こえなかったんですが、老人クラブだけが無料なんですか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 例えばゲートボール、こういったグループについても使用料は無料になっているところがございます。

○川上 命委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 積極的にその辺PRしていただいて、老人クラブ、あるいは高齢者の方の運動の促進につなげていただきたいと思います。

以上で終わります。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 関連して、文化体育館の使用料が大変高いということで、やむなく洲本まで行って大会をしたというふうな団体からの要望であります。年に1回くらいの大会については無料開放、もしくは安価な値段で開放してもらえへんだろうかというのが、今回の議会報告会の中でも要望がありました。

少年少女の減免についてはほかの社会体育施設については適用をいただいておりますが、この文化体育館についてはなかなかその枠内に入らんで、できれば今言うたように、

年1回の大会ぐらいはそういったものに適用してもらえないだろうかという要望があったんですが、考え方はいかがですか。

○川上 命委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 今、委員さんのほうからそういった市民の要望があったというふうなことで、担当課としてもこれを真摯に受けとめて考えてみたいと思います。

○川上 命委員長 よろしいですか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 もう一つあった。

子育てのことになるんですが、保育園児を抱えておる人が他市から南あわじ市へ、次の出産をした後のことで里帰りをしてきて、この市の中で保育を受け入れる園があれば受け入れてもらいたいという、一時保育なんです、それが1カ月単位でしか受け入れができないというような何か決まりがあるようで、例えば子育て支援で南あわじ市がすごく先進地だという、他市のほうには行き渡っておるようです。できればそういうふうな受け入れが市独自として将来考えられないだろうか。考えてみてもらえませんか。

○川上 命委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 一時保育については1カ月単位でなしに、月のうち2週間以内でということで利用のほうをしていただいています。今、委員おっしゃった件なんですけども、他市から来て、里帰り出産で5日とか1週間程度を保育してほしいということだと思んですけども、この一時保育は、通常保育であれば1カ月以上なんですけども、保育サービスの一環として市では行っています。それで、基本的には市民の方ということになっているんですけども、里帰り出産でどうしてもどこにも預けるところがない、ほかに、帰って来たところの御両親とかにも職があって昼間はいないとかある場合も考えられるんですけども、市民の方とはなっているんですけど、他市の状況も、ほかの淡路市さんも一時保育を行っておりますので、他市の状況も見ながら、受け入れる余地については考えたいと思います。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そうようようある話ではないと思うんです。でも、里帰りしてくると
いうことは受け入れるところが市民なんで、そういう広い考え方に立ってサービスを提供
してやれるというような考え方を、どないか取り組んでほしい。

これは希望だけ言うというて、考えとってください。

○川上 命委員長 よろしいですか。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 ちょっと、保育園のことが出たので、ちょっと関連みたいな質問を
しますが。今、学校、小学校、皆、統廃合ということを言われておりますが、保育園の市
営と、南あわじ市は民間とあるわな。その中で市のほうの保育園はもういっぱいですか。
待機児童というのはあるんですか、どうですか。

○久米啓右副委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 市のほうでは、今は待機児童はございません。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 ございません。満杯は。断られたということは満杯やの。

○久米啓右副委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 待機児童というのは、考え方というのは、ここの保育所だけ
がいっぱいであつたら待機児童とは言わないんで、市の１７の保育所があるんですけども、
どこかに０歳の子がここでいっぱいやということであれば、この違う、隣とかほかの保育
所で行けるところがあればということで、待機児童ということにはなっていないというこ
とです。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 それは、松帆のほうの民間ある、ちょっとすきがありそうやけど、
その中で、このたびの統合の中で、学校教育課長のほうにもお答え願うんですが、幼・保
一元化って言われていますわね。その中で西淡だけ旧の幼稚園があるわな。幼稚園がある

中で幼稚園教育を絶対やめては、幼稚園をなくしてはよわる。幼稚園教育は大切であるということは、保育教育との違いというものはどこにあるんか。そこに違いがあるとすれば、子供の差別になるわけやな。これ、保育教育の上級生になったら、そういった幼稚園教育じゃなきゃいかんとか、この違いというものは僕らではわからんのやけど、この違いはどうですか。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 幼稚園には幼稚園要領、指導要領、そして、保育所には保育指針というのがございますが、両方比べて見ますと、内容的にはそんなに大きな違いはないのかなというふうに私は思っております。ただ、保育と幼稚園教育ということで、幼稚園は基本的には本当に午前中の教育であって、保育所は、当然、保育にかかるところを預かるというようなところで、そのあたりが、時間的なこととかそういうところが違々と。内容的にはそんなに大きな違いはないというふうに私は思っております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 課長はそう答えたけど、一般の地区回りしたときに、幼稚園教育は残してくださいよときつく言われた、ちょっとメモ書き見てんけん。そこで、今、課長は変わりませんよと言うんだったら、幼・保一元化というものを、今やかましく言われている中で、それはお互いに文部省と厚生省の違いの中で、こういったことはなかなか今の政府ではまとまらんと、まだまだ、幼保一元化言いよったけど、こども園とか。

南あわじ市のほうはどう考えておるんですか、これ、やがて。

○久米啓右副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これは「子ども子育て新システム」というふうな、この検討会議というので詰めている、国の機関ですけども、やっているんですけど。これも当初平成25年、大体平成25年って言うんですけども、これがすべて社会保障と税の一体改革、先ほどじゃないですけども、すべてこれに焦点を合わせていっていると。

ですからいわゆるこども園、総合こども園という、また今、名称が出てきていますけども、総合こども園というのは平成27年から3カ年かけて、保育と幼稚園をセットにした、総合的な施設にしますよっていうふうなことが今うたわれております。もう既にこれも2年延びてしまっていると。ですから、27年から3カ年かけてそういうふうな形へシフトしていくのかなと、そういうふうなイメージではとらえております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 よくわかりました。それと、学校教育課長にお聞きしますが、中学校の統合どのようになっていますか。ちょっと今の現況だけ教えてください。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほども言いましたが、中学校につきましては、辰美中学校、御中、三原中学校につきましては進めていくという方向で考えております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 進めてやけど、大体時期的なこと。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほど申し上げましたが、平成25年度ということで。他の中学校につきましてはいろんな課題もございますので、今のところ、住民の合意を得る、PTAの合意を得るという作業をしているところでございます。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 合併したときはバス通学ということを計画しておるんですか。

○久米啓右副委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 通学につきましては保護者のほう、地域の方々の意見で、安全確保ということが課題になっておりましたので、バス通学というふうなことを考えております。

○久米啓右副委員長 川上委員長。

○川上 命委員長 そういうことでよろしゅうにお願いいたします。
終わります。

ほかに、ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 質問でないねんけどな、教育委員会はこの学校と幼稚園の便覧配ってくれとってようわかっていいんよの。ところが、保育所というのがようわからんのよな、民間もある話やけん。大体、市内の保育所のこういう一覧、便覧みたいなものはないんですか。

○川上 命委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） そんな立派なはないですけど、一応そういう一覧表のようなものはあります。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 あればまた委員長に要求してよろしいか。

○川上 命委員長 はい。

よろしゅうお願いします。

それと、もうだれもないようなので一つ聞くけど、きょう新聞見よったんけど、「きめの細かな福祉に欠かせない共通番号制度」やて、なかなか、これはどういうこと。

○久米啓右副委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） いわゆるマイナンバーと言われるものだと思います。これ、住基ネットを活用してあらゆる福祉施策等、医療も含めて、税も含めていろんなものに個人個人に番号を、今も現在あると思うんですが、実質的には。それを、これも平成27年です、27年からそういうふうなものを導入して、いろんなサービスがどんな提供をされているか、その方がどんなサービスを提供されているかとか、そういうふうなことも全部、そのカードにおさめられるようなシステムをやっていくというのが27年の1月から本格実施するというふうなことは僕も聞いておるんですけども、まだ具体的にどんなものどんなものどんなものというふうな具体性のあるものについては我々もちょっと提供を受けていないと。だけど、要するに当時一番問題になっていた国民総背番号制というふうな、すごい反発あった時期があったと思うんですけど、いわゆるこれのちょっと形を変えてのものだと思います。

○久米啓右副委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これについては、今、国会のほうで議案提出されるということで、近々の新聞にも出ておったかと思うんですが、住基ネットの住基カードを拡大して、年金、医療、介護保険、税務など6分野にわたって、個人の番号を割り振って、医療とか福祉、それから年金、社会保障サービス等、簡単に手続できるようにしていこうというものでございます。健康保険証や年金手帳も一つのカードで全部使えるようにしていこうというようなことでございます。

今申し上げましたように、27年1月、今の予定では導入を進めていくというような国の動き中で、国会で検討されるということになっております。

○川上 命委員長 はい、わかりました。

終わります。

それではないようですが、執行部のほうは、何か連絡事項とか。

保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険課から、阿那賀診療所の診療日及び診療時間の変更につきまして御報告を申し上げます。

現在の阿那賀診療所の診療日は毎週月曜日から金曜日まで、土日祝日は休診となっております。診療時間はそのうち毎日、午前は9時から12時まで、午後につきましては月曜日、水曜日、木曜日は午後2時から午後5時まで、火曜日、金曜日は午後4時から午後5時までとなっております。このうち4月1日からは、水曜日の午後を休診とし、土曜日の午前9時から12時までを診療するように変更いたします。伊加利診療所につきましては、従来どおり、火曜日と金曜日の午後2時から3時30分で変更はございません。

なお、今回の変更につきましては、阿那賀診療所長からの提案もございましたので、試行として行うものでございます。

以上でございます。

○川上 命委員長 何か質問はございませんか。

福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 灘の灘保育所について、平成24年度休園することについて報告いたします。

灘地区には平成24年度の当初予定で、就学前の児童が11名となっております。その

うち家庭での保育が7名、阿万保育所へは3名、そして、灘保育所への希望が、23年度から通園している児童1名だけでした。1人では保育所運営は困難であり、そして職員についても、所長を含め保育士2名、調理師1名が必要となってきます。このような状態ですので、24年度は灘保育所を休園せざるを得なくなりました。保護者につきましては状況を説明し、阿万保育所への入所について承諾を得ました。また、灘地区への自治会へ説明を行い、地域においても理解をしていただいたというところでございます。

以上です。

○川上 命委員長 何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 それでは、閉会のあいさつを副委員長のほうからいたします。

○久米啓右副委員長 これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。
どうも御苦労さまでございました。

(閉会 午後 2時50分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 2月20日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 川 上 命